

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な
不当廉売関税に関する政令案要綱

1. 大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関税定率法（以下「法」という。）第8条第9項に基づき、次により、不当廉売に係る暫定的な関税を課するため必要な事項を定めることとする。
 - (1) 暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定める。（第1条関係）
 - (2) 暫定的な不当廉売関税の税率を定める。（第2条関係）
 - (3) 炭酸二カリウムを輸入しようとする者等の提出書類を定める。（第3条関係）
 - (4) 暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。（第4条関係）
2. この政令は、公布の日の翌日から施行することとする。